

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW大崎店

大崎市古川大宮三丁目349-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社コジマ 代表取締役 小島 章利

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

3 市町村の意見の概要

なし

4 地域住民等の意見の概要

店舗利用客の車両入口は、国道4号線に面した所と敷地周辺道路からの3か所に設置する計画であるが、通過交通量が多い幹線道路である国道4号に面した所に車両進入路を設けることは、交通渋滞並びに事故につながる危険性が高い。

また、荷さばき施設への搬入車両も国道4号線に面した入口からの進入が可能であることから一般利用客の車両と同様に危険性が高いことから、交通渋滞並びに事故未然防止の為、国道4号線に面した入口を閉鎖すべきである。

5 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

6 縦覧期間

平成18年12月15日から平成19年1月15日まで（ただし、閉庁日を除く。）